相続財産管理人選任事案に係る

司法書士紹介フロー

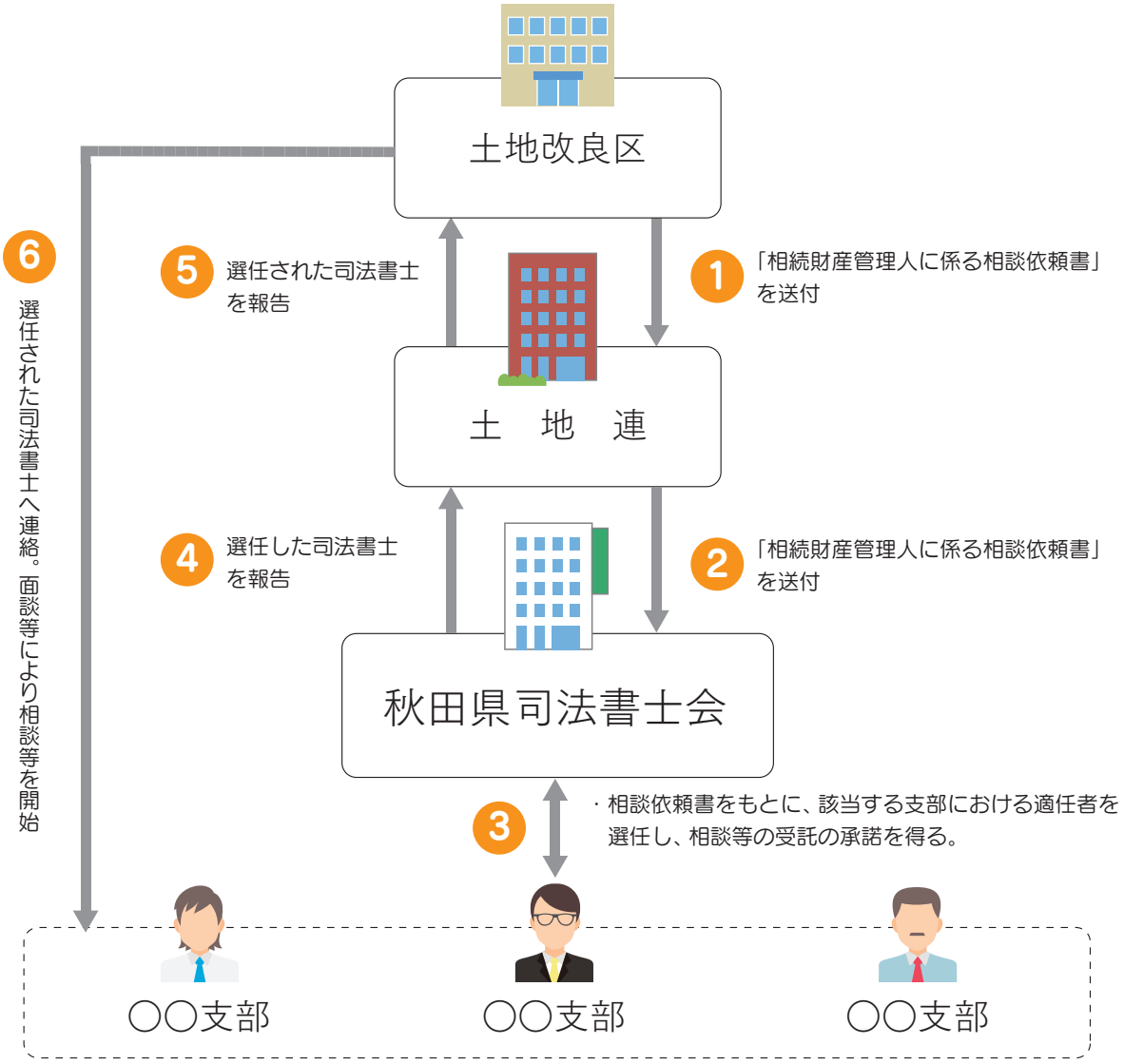

1. 土地改良区は、「相続財産管理人に係る相談依頼書」を作成し土地連に送付。
   ※相談依頼書は可能な限り、詳細に記入してください。
2. 土地連は、相談依頼書の内容等を確認のうえ、同依頼書を県司法書士会に送付。
3. 県司法書士会において、相談依頼書をもとに適任者を選任。
   併せて、当該司法書士から相談業務の受託の承諾を得る。
4. 県司法書士会は、選任した司法書士を土地連に報告。
5. 土地連は、県司法書士会から報告があった司法書士について土地改良区に報告。
6. 土地改良区は、選任された司法書士と連絡をとり、相談等を開始。

司法書士に依頼する場合の 留意事項

- 司法書士への報酬は、土地改良区の負担となります。
- 事案によっては、相続財産管理人の候補等を受託していただけない場合もあります。
- 相続財産の売却処分等を円滑に進めるために、予め相続財産の買い手の目処を立てておくように努めてください。

※「相続財産管理人に係る相談依頼書」の様式は、本会ＨＰの会員専用サイトからダウンロード出来ます。

改正土地改良法 関連情報
その3

会計指導員が行う土地改良区の指導監査

■本年4月1日施行の改正土地改良法において、土地改良区は令和5年度の通常総会終了時までに、原則として員外監事を選任することとなりました。

■ただし、選任を行わない例外の一つとして、「農林水産大臣が定める基準」に従って地方連合会から会計に関する指導を受ける場合が該当となります。

■本会では、同基準に適合する指導監査を行うため、**「会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程」**（8月29日理事会承認）を制定いたしました。

■同実施規程については、既に各土地改良区に送付し内容をご確認いただいておりますが、指導監査制度の概要について紹介いたします。

【指導監査の契約締結までのスキーム】

1. 指導監査に関する協議申請書（様式１）の提出
→
2. 指導監査リスク細目、実施時期等の協議
→
3. ３月の管理運営体制強化委員会で指導監査の年度計画を承認
→
4. 指導監査に関する契約の締結

※❶指導監査を希望する土地改良区は協議申請書を連合会に提出（原則、指導監査実施年度の前年度12月末まで申請）
❷申請書に記載の指導監査リスク細目、監査実施時期等を土地改良区と連合会で協議し合意形成を図る
❸協議結果を3月開催の管理運営体制強化委員会に報告し承認を得る
❹指導監査に関する契約を土地改良区と連合会で締結

POINT

指導監査のポイント

❶毎年度の実施

以前の説明では、3年に1回の監査実施と説明しましたが、全土連「会計指導員が行う土地改良区の指導監査の手引き」の改訂により、毎年度の実施となります。

❷2名体制で2日間の指導監査

基本、会計指導員と補助者（連合会職員）の2名体制で2日間の訪問により実施します。

❸限定的かつ集中的な監査

契約書で定めた「指導監査のリスク細目」について、限定的かつ集中的な監査を実施します。

❹指導監査結果の報告

指導監査の終了後60日以内に、監査報告書（様式4）で結果報告を行います。

❺費用負担

土地改良区の規模の大きさに関わらず、指導監査に係る費用負担は、年額150,000円（税抜き）となります。

（様式１）

（文書番号）
令和　年　月　日

秋田県土地改良事業団体連合会
会　長　○○　○○　様

○○土地改良区
理事長　○○　○○　印

指導監査に関する協議申請書

当土地改良区において、「会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程（令和元年８月２９日付け秋土連第１４７号）」に基づき、貴土地改良事業団体連合会の会計指導員による指導監査を希望しますので、下記により協議を申請します。

記

１　指導監査対象年度　　令和○○年度

２　指導監査希望項目　　会計処理に係るリスク事項
一「財務状況の適性な公表」
二「金銭出納管理の適正確保」　（例示）
三「賦課金の口座振替」

（注）上記２の指導監査希望項目は、「手引」のリスク分類におけるリスク細目26の区分によるものとし、中分類「会計処理に係るリスク」に属するリスク細目14のうち、２以上を含めなければなら

３　指導監査（事前調査、本調
令和○○年○月上旬～○月

４　指導監査に関する協議に出
○○土地改良区　○○総務

５　指導監査に関する協議希望
○月上旬

（様式４）

（文書番号）
令和　年　月　日

○○　土地改良区
理事長　○○　○○　様

秋田県土地改良事業団体連合会
会　長　○○　○○

指導監査報告書

１　指導監査の概要
（１）実施期間　　令和○年○月○日　～　令和○年○月○日
（２）指導監査リスク細目
・
・
・
（３）実施担当者等　　会計指導員　○○　○○
補　助　者　○○　○○

２　指導監査結果の細目別所見

３　総合所見

※本会の「会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程」は、全国水土里ネットのホームページに掲載されている「会計指導員が行う土地改良区の指導監査の手引き」に基づいて策定しております。

おらほの自慢っこ
シリーズ 17

「来てけれ！　大潟村」

大潟村産業建設課
宮田　雅人

桜と菜の花まつり(4月下旬～5月上旬)

大潟村を走る県道沿い11kmにわたって咲く菜の花ロード。環境省選定「かおり風景100選」に選ばれ、例年、全国各地から多くの観光客が訪れます。また、桜の見頃に合わせて、菜の花畑の中を走るミニＳＬなど様々なイベントが催されます。

経緯度交会点

北緯40度、東経140度のラインで交わる点。緯線と経線が10度単位で交差する「地球の十字路」は日本の陸上で初めて現れたもので、交差する点には、モニュメントが建てられております。縁結びスポットとしても注目されています。

大潟富士

盛り土をして誕生した日本一低い山です。高さは富士山の標高の千分の一にあたる3.776メートル、頂上がちょうど海抜ゼロメートルになっています。

干拓で生まれた広大な大地

海抜ゼロメートル以下の緑輝く美しい大地大潟。真っ直ぐ続く長い道、空の色、田圃の色、自然の息吹に包まれた異国を思わせる景観は訪れる人を魅了することでしょう。

産直センター 潟の店

特産品を多数販売しているほか、野菜直売コーナーでは採れたて新鮮野菜がいっぱいです。近隣の男鹿市、能代市、三種町、八郎潟町の観光情報やイベント情報も収集できる広域観光の拠点となっています。

ポルダー潟の湯

温泉源は500万年前の海水が地層水となったもので、全国的に珍しいモール温泉です。超音波バスやサウナなど多彩なお風呂があり、子供から大人まで家族で楽しめます。

地域と歩む土地改良区

秋田県南旭川水系土地改良区
照井　　元

▲横手市立北小学校との花の植栽活動（多面的機能支払交付金）

▲横手市立北小学校との施設体験学習会（国営造成施設管理体制整備事業）

本地区は、横手市、大仙市、美郷町の一部からなる横手盆地及び仙北平野地内の3,544haを受益面積とし、H17年度に横手市内の3土地改良区が合併し、続いてH19年度に美郷町内の土地改良区と合併を行ない、現在の土地改良区に至っております。

本土地改良区では、国・県営事業を始め基幹水利、管理体制、3地区（横手、栄町東部、境町西部）のほ場整備、農地耕作条件、多面的機能（2組織の事務受託）、21世紀創造運動等の事業に取組んでいる中で、将来に向けた対応策を考える時期に来ております。具体的には、ほ場整備による集積、法人設立は事業採択として有利であるが、現実的には組合員の減少、少子高齢化に伴い、後継者がいない事が問題視されており、H27年度の組合員数が2,611名だったのが、現在では2,269名と5年間で342名もの減になっております。

将来、国では担い手、法人等による集積を全体の8割を目標としており、本改良区でもほ場整備による基盤整備や各種事業による組合員負担軽減に努める一方で、衰退していく農村社会を、即ち私達の地域環境をより良いものにする為、多面的機能の共同活動を通じ地域の原動力として大切にし、次世代への子供達やそのご家族の皆さんと一緒に現在活動に取組んでおります。私達は若い世代の方々との交流（共同活動）を今後も重ねて行く事こそが、これからの農村を継承し保全する事に繋がると信じ「地域と土地改良区」が一緒に歩んで行く事を目指して行きたいと思っております。

▲牛沼ため池（ヘラブナ釣りなど地域の憩いの場）

▲横手市立栄小学校との田植え活動（多面的機能支払交付金）